

広報お知らせ版

編集と発行 ● 鶴田町企画観光課 Tel.22-2111 内線 261

鶴田町地域応援商品券を

発行いたします

《鶴田町商工会》

鶴田町商工会では、鶴田町の協力のもと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、疲弊した地域における消費を喚起・下支えるため、この度「鶴田町地域応援商品券」を発行いたします。

●商品券内容

一セット一万三千円分（千円券十三枚）の商品券を一万円で購入できます。

※ただし、十三枚のうち五枚（五千円分）は鶴田町商工会が認定する大型店以外の地元店でのみ使用可能。

●販売予定日

令和二年七月二十一日（火）販売予定

●商品券使用期限（予定）

令和二年七月二十一日（火）～十二月二十日（日）

商品券に関する詳しい内容詳細については、六月末にチラシでお知らせいたします。

●問い合わせ先

鶴田町商工会

☎22-3414

商品券

特別定額給付金 申請期限のお知らせ

町では現在、特別定額給付金の申請を受け付けてしております。

申請期限は、下記のとおりとなっております。

●申請期限 [窓口] 令和2年8月19日（水）

午前8時30分～午後4時30分（土日・祝日を除く）

[郵送] 令和2年8月19日（水）（当日消印有効）

[オンライン申請] 令和2年8月19日（水）

※期限後の受け付けはできませんので、期限厳守をお願いいたします。

●問い合わせ先 企画観光課 まちづくり班（内線261・262・263）

6月30日（火）は
町・県民税1期分の納期限です。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方の徴収猶予について

《税務会計課》

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、一年間、町税の徴収猶予を受けることができます。

●対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和二年二月以降の任意の期間（一カ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少しており、一時的に納付することが困難な方

●対象となる町税

令和二年二月一日から令和三年一月三十一日までに納期限が到来する町県民税、固定資産税など、ほぼすべての税目が対象になります。

●申請方法

申請書類のほか、収入や現預

金の状況が分かる資料（預金通帳の写し等）を添えて、令和二年六月三十日または納期限のいずれか遅い日までに税務会計課に提出していただきます。

申請は郵送でも可能ですが、書類に不備等があった場合は再提出や追加資料の提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

申請書類は税務会計課にあります。町ホームページからもダウンロード可能です。

(<http://www.town.tsuruta.lg.jp/info/post-473.html>)

●問い合わせ・申込先

税務会計課 出納徴収班
(内線123・124)

令和二年十月一日から中学生までの子ども医療費が無料となります

《町民生活課》

町では、子育て世帯を支援するため、子ども医療費の対象児童を中学校卒業までの児童に

拡充し、入院・通院医療費の無料化（給付）を実施します。なお、給付を受けるには次のとおり申請が必要です。

●対象者

中学校就学の児童

※ただし、ひとり親家庭等医療費および生活保護などを受けている児童は除く。

※保護者が町税などを滞納している場合は対象外となる場合があります。

●申請期間および受付時間

六月一日（月）

～七月三十一日（金）

※土・日・祝日は除く

午前八時三十分～午後五時

●申請に必要なもの

・対象児童の保険証または、写し
・認め印
・保護者の振込先金融機関の通帳

または、キャッシュカード

※保護者とは、児童が加入している保険証の被保険者または、組合員の方（国保で世帯主が祖父母などの場合は父）です。

※県外医療機関を受診した等で一部負担金を支払い、その領収書を持って町に申請した場合の振込先として使用

します。

●小学校就学児童の保護者の方へ

小学校卒業までの有効期限の子ども医療費受給資格証を現在お使いの方は、申請は不要です。

有効期限を中学校卒業までに変更した子ども医療費受給資格証を九月中に送付いたします。

●申請場所・問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班
(内線164)

自動車税種別割の納付は早めに

《西北地域県民局県税部》

自動車税種別割の納期限は六月三十日（火）です。

お近くのコンビニエンスストア、銀行や郵便局などの金融機関で納付してください。

また、クレジットカードでも納付できます。納付の手続きは、インターネット上の専用サイトから納税通知書に記載されている「納付番号」、「確認番号」

やクレジットカードの番号などを入力して行います。（一台の自動車税種別割の納付につき、手数料三〇〇円（税別）がかかります。）

●専用サイト

「Yahoo! 公金支払い」

(<http://koukin.yahoo.co.jp>)

●県税窓口取扱時間

午前八時三十分～午後五時十五分

（土・日曜日および祝日は除きます。）

●問い合わせ先

西北地域県民局 県税部
☎34-3141

手話奉仕員養成講座中止のお知らせ

《西北五ろうあ協会》

令和二年度手話奉仕員養成講座は、新型コロナウイルス感染症予防と拡大防止の観点から中止となりましたので、お知らせいたします。

●問い合わせ先

西北五ろうあ協会
(担当…工藤)

☎42-2111(内線241)

第一回授業公開 中止のお知らせ

《青森県立五所川原高等学校》

当校では例年、六月に生徒の授業の様子などを知ってもらうために、授業公開をおこなって参りました。しかし新型コロナウイルス感染症防止のため、六月十五日（月）に予定されておりました「第一回授業公開」を中止することといたしました。

なお、「第二回授業公開」は九月十四日（月）・十五日（火）を予定しています。内容については詳細が決定次第、公表いたします。

●問い合わせ先

青森県立五所川原高等学校

☎ 35-3073

こころの相談 について

《西北地域県民局

地域健康福祉部》

不眠、不安、憂うつ、仕事が

手につかないなどの悩みをお持ちの方は、お気軽にご相談ください。

●日時

六月十一日、七月九日、八月十三日、九月十日、十月八日、十一月十二日、十二月十日、一月十四日、二月十八日、三月十一日
毎月 第二木曜日
時間 午後一時～二時

※令和三年二月のみ第三木曜日

※電話等により事前の予約をお願いします。

●相談担当

精神科嘱託医・精神保健福祉相談員

●相談場所

西北地域県民局地域健康福祉部保健総室（五所川原保健所）

五所川原市末広町14

●問い合わせ・申込先

西北地域県民局 地域健康福祉部保健総室 健康増進課 精神保健福祉担当

☎ 34-2108

「こころの安心相談」電話窓口のお知らせ

《株式会社セーフティネット》

株式会社セーフティネットは、「経済産業省 遠隔健康相談事業体制強化事業」として、新型コロナウイルスによる不安や、長引く自粛生活がもたらすモヤモヤやストレス等に対する無料のメンタルヘルスケアの専門電話窓口を設置いたしました。

●内容

長引く新型コロナウイルス問題、外出の自粛などによって生じる精神的な不安に関する相談について、専門家が電話にてお話を聴きいただきます。

●対応者

心理の専門家（産業カウンセラー・臨床心理士・公認心理師・精神保健福祉士）、保健師、看護師、栄養士など

●対応期間・時間

六月二十六日（金）まで
二十四時間対応（土日含む）
匿名相談可

●費用 無料

●その他

お話を聴きすることとにも、必要により、できる範囲で他の専門相談窓口のご案内も行います。

●相談窓口電話番号

☎ 0120-221-677



消費者ホット ライン188 について

《消費者庁地方協力課

消費者ホットライン担当》

消費者ホットライン188

（局番なし）は、お近くの消費生活センターなどの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いするものです。

「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使っただけがしてしまった」などの消費者トラブルで困っていませんか？

「新型コロナウイルスが水道水に混ざっている可能性がある。調査に行くので、お宅の場所を教えてください」、助成金があるので個人情報や口座情報を教えてほしい」などの新型コロナウイルスの感染拡大に関連したトラブルで困っていませんか？

そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも三桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188（いややー）」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

新型コロナウイルス感染症について

- 換気が悪く、人が密に集まる場所を避けましょう。
- 外出の際には、人との適切な距離を保ちましょう。
- 手洗いや咳エチケットなどの感染症対策を徹底しましょう。
- 一人ひとりの行動が感染防止につながりますので、ご協力をお願いします。

<相談・受診の目安> ー5月8日に変更されましたー

以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。

○発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合

- ・症状が4日以上続く場合は必ず
- ・高齢者、基礎疾患がある方、妊婦の方はすぐに

○息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

<万一、感染が疑われる場合>

○まずは、五所川原保健所に相談してください。

○病院を受診する際にも事前に電話連絡し、マスク着用で受診していただくようお願いいたします。

ご心配やご不明な点があれば、まずはお問い合わせください。

《感染について心配な方》・厚生労働省電話相談窓口

TEL 0120-565653

・帰国者・接触者相談センター（五所川原保健所）

TEL 0173-34-2108

《健康面・予防方法について心配な方》・電話相談窓口（青森県）

TEL 0120-123-801

・役場 健康保険課

TEL 22-2111

介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合に、申請による保険料等の減免制度があります。

対 象	減 免 額
①主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯	全額
②主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の i ～ iii までの全てに該当する世帯 i 事業収入等の減少額が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること。 ii 前年の合計所得金額が 1,000 万円以下であること。 iii 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。	計算式により算定

<問い合わせ先> 健康保険課 国保介護班（内線 142・143）

国民年金保険料の免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により、失業、事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方など、一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合に、申請による免除制度があります。

<問い合わせ先> 健康保険課 国保介護班（内線 144）

献血のお知らせ

青森県赤十字血液センターでは、業務に従事する職員の健康管理、会場入口での体温測定、手指消毒の徹底など感染症対策に努めています。

安定的な輸血を行うため必要となっておりますので、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

○日時：令和2年6月19日（金）

10時～12時、13時15分～16時

○場所：鶴田町農村環境改善センター「豊明館」

<問い合わせ先> 健康保険課 健康長寿班（内線 131）

各種行事 開催中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策のため、以下の行事について6月中も中止とさせていただきます。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

○傾聴サロン ○健康運動教室

○介護予防事業に関する各種教室等

（ほっこりサロン、スマイルハウス、ゴニンカンなど）

<問い合わせ先>

傾聴サロン 健康保険課 健康長寿班（内線 133）

健康運動教室・介護予防事業に関する各種教室等

健康保険課 国保介護班（内線 143）